

新旧対照表（共通仕様書）

新	旧	備考
<p data-bbox="405 395 676 448"><b>共通仕様書</b></p> <p data-bbox="371 983 710 1023"><u>令和3年10月改正</u></p> <p data-bbox="300 1265 779 1318"><b>愛知中部水道企業団</b></p>	<p data-bbox="1339 395 1610 448"><b>共通仕様書</b></p> <p data-bbox="1323 983 1626 1023"><u>令和3年4月改正</u></p> <p data-bbox="1232 1265 1711 1318"><b>愛知中部水道企業団</b></p>	<p data-bbox="1951 1002 2107 1026">改正日の変更。</p>

## 新旧対照表（共通仕様書）

新	旧	備考
<p><b>1-1-9 工事の下請負</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2. 工事下請届</p> <p><u>愛知中部水道企業団工事請負契約約款第6条の規定のほか下請負の制限等に違反する疑いがあると認めるときは、請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p> <p><b>1-1-10 施工体制台帳</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 施工体制台帳に記載すべき内容について</u></p> <p><u>①建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項</u></p> <p><u>②安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名（該当する工事のみ。）</u></p> <p><u>(注1) 施工体制台帳、再下請負通知書及び下請契約書（注文書・注文請書）の日付を漏れなく記載し、各書類間の日付・工期は整合させること。</u></p> <p><u>(注2) 工事の工期が延期された場合は、下請契約も併せて変更することとなるため、変更した施工体制台帳、再下請負通知書及び下請負契約書を速やかに作成すること。</u></p>	<p><b>1-1-9 工事の下請負</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2. 工事下請届</p> <p><u>請負者は、建設工事を下請負に付する場合には、全ての階層の下請負者を記載した工事下請負届を、監督員を通じて、発注者に提出しなければならない。なお、請負者が、警備業務及び各種試験業務等（積み上げ積算計上対象業務）を下請負に付する場合においても、工事下請負届に記載する。</u></p> <p><b>1-1-10 施工体制台帳</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>下請負届の廃止。</p>       <p>施工体制台帳の記載内容（注意点含む）の追加。</p>

## 新旧対照表（共通仕様書）

新	旧	備考
<p><u>(2) 施工体制台帳の添付書類について</u></p> <p><u>①愛知中部水道企業団と元請業者との契約書の写し。</u></p> <p><u>②下請契約書の写し。</u></p> <p><u>③主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し。</u></p> <p><u>④主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面。</u></p> <p><u>⑤監理技術者補佐（配置する場合）の資格及び雇用を証する書面。</u></p> <p><u>⑥専門技術者（配置が必要な場合）の資格及び雇用を証する書面。</u></p> <p><u>⑦二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し。</u></p> <p><u>(3) 施工体制台帳（写し）の提出日について</u></p> <p><u>工事着手までに提出。（変更が生じた場合は、その都度提出。）</u></p> <p><b>2. 施工体系図</b></p> <p>請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。</p> <p><u>(1) 施工体系図の記載内容について</u></p> <p><u>①建設業法第 24 条の 8 第 4 項及び建設業法施行規則第 14 条の 6 に掲げる事項。</u></p> <p><u>②一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期。</u></p> <p><u>(2) 施工体系図（写し）の提出日について</u></p> <p><u>工事着手までに提出。（変更が生じた場合は、その都度提出。）</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><b>2. 施工体系図</b></p> <p>請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>施工体制台帳の添付書類・提出日の追加。</p> <p>施工体系図の記載内容（警備会社の記載内容含む）・提出日の追加。</p>